

議案第38号

県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

長野県教育委員会と佐久市教育委員会は、教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、別紙を取り交わし、これを実施する。

令和 5年 6月29日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 6月 日
佐久市教育委員会



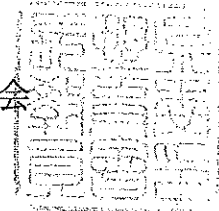
県教育委員会及び市町村教育委員会相互の連絡調整について

義務教育課

長野県教育委員会と市町村教育委員会（市町村学校組合教育委員会を含む。以下同じ。）は、全県的視野に立って教育行政の適正かつ円滑な運営を図るため、教職員（市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する職員をいう。以下同じ。）の任免その他の進退等に関して、次の了解事項を取り交わし、令和5年 月 日から令和6年5月31日までの間これを実施するものとする。

令和5年 月 日

長野県教育委員会



佐久市教育委員会

了 解 事 項

1 教職員の任免その他の進退について

- (1) 校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (2) 副校長の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野、全県的立場に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (3) 教頭の任免その他の進退については、市町村の実情を勘案し広い視野に立って、長野県教育委員会と市町村教育委員会とが十分連絡の上、内申案を得て速やかに事務処理を行うものとする。
- (4) 教職員（校長を除く。）の任免その他の進退については、校長の意見を尊重する。
- (5) 教員（教育職員免許法第2条に規定する教育職員をいう。以下同じ。）の新規採用については、長野県教育委員会教育長が採用候補者として推薦する者を内申する。

2 令和6年度教職員人事異動の基本方針について

令和6年度教職員の人事異動の実施に当たっては、長野県教育委員会は、市町村教育委員会の意見を尊重して異動の基本方針を確立し、両者協力してその実現を期するものとする。

3 1及び2の取扱いについては、別紙覚書によって適正に行う。

4 人事の仕組みの検討について

義務教育関係教職員の人事の仕組みについては、中核市を含む市町村への人事権の移譲のあり方等を踏まえ、関係機関の意見を聞きながら、多角的に検討するものとする。

5 人事異動方針の見直しについて

人事異動方針の実施状況を踏まえながら、適宜見直しを行う。

(別 紙)

覚 書

1 教職員の人事について

人事についての秘密を厳守する。

(1) 校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(2) 副校長について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(3) 教頭について（昇任の場合を含む。）

ア 長野県教育委員会は、市町村教育委員会と連絡の上、校長の意見を尊重し、異動原案を作成する。

イ 市町村教育委員会は、異動原案により成案を得て速やかに県教育委員会に内申書を提出する。

(4) 教員について

ア 教員の人事については、これを校長に立案させることが望ましい。

イ 校長は、上記立案にあたり、市町村教育委員会及び長野県教育委員会と十分に連携を図るものとする。

ウ 市町村教育委員会は（4）アの校長の立案を踏まえ、内申書を作成し県教育委員会に提出する。

エ 長期在職者の異動については、校長の意見を尊重し、市町村教育委員会と県教育委員会が十分に協議し、適切に対応するものとする。

(5) 新規採用について

市町村教育委員会は、長野県教育委員会教育長が選考した適任者を内申する。

2 連絡の方法について

(1) 長野県教育委員会は、常時市町村教育委員会と連絡を取り合う。

ア 担当主幹指導主事は、学校訪問等により努めて市町村教育委員会と連絡を密にする。

イ 担当主幹指導主事は、郡市連絡協議会あるいは教育長の会合等には努めて出席し連絡を図る。

(2) 特に連絡をする機会

10月から2月の間において、担当主幹指導主事は、全般的な打合せや個々面談による連絡の機会をつくる。この際の市町村教育委員会の出席者は、原則、教育長とする。

- 3 令和6年度人事異動については、2月中旬を目途として異動原案の作成を完了する。
- 4 令和6年度人事異動の最終決定は3月中旬とする。

議案第39号

佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱の制定
について

佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱（平成17年佐久市教育委員会告示
第2号）の一部を改正する要綱を、別紙のとおり制定する。

令和 5年 6月29日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 6月 日
佐久市教育委員会

佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱

【改正理由】

これは、佐久市いじめ問題対策連絡協議会設置に伴い、佐久市不登校等対策連絡協議会の設置の目的を変更する必要があるため、所要の改正を行おうとするものであります。

佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱の一部を改正する要綱

佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱（平成17年佐久市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「不登校、いじめ等の問題の実態の把握」を「不登校等の実態の把握」に、「根絶のための方策について具体的活動」を「児童生徒への支援について具体的な活動」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

新旧対照表
 ○佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱（平成17年4月1日教育委員会告示第2号）

新	旧
<p>(設置) 第1条 市内の小・中学校における不登校等の実態の把握と児童生徒への支援第1条 市内の小・中学校における不登校、いじめ等の問題の実態の把握と根 について具体的な活動を行い、全市一体となって問題解決を図るため、佐久 市不登校等対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>	<p>(設置) 第1条 市内の小・中学校における不登校、いじめ等の問題の実態の把握と根 絶のための方策について具体的な活動を行い、全市一体となって問題解決を図 るため、佐久市不登校等対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p>

附 則（令和 年 月 日教育委員会告示第 号）
 この要綱は、告示の日から施行する。

改正

平成18年3月31日教委告示第6号

佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 市内の小・中学校における不登校、いじめ等の問題の実態の把握と根絶のための方策について具体的活動を行い、全市一体となって問題解決を図るため、佐久市不登校等対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、市内の小・中学校に設置している「不登校等対策委員会」等との連携を図り、情報交換、情報提供等を行い、総合的な対策を検討するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから佐久市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 小・中学校長
- (3) 専門医師
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 関係団体の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員会)

第5条 協議会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、当面する重要な事項について研究協議するものとする。

3 専門委員会の委員は、次に掲げる者のうちから教育長が任命する。

- (1) 協議会の委員
- (2) 前号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(会議)

第6条 協議会及び専門委員会は、必要に応じ会長が招集する。

2 協議会は、会長が会議の議長となる。

3 会長は、協議会にて必要とする者の出席を求め、又はその意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、教育委員会学校教育課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日教委告示第6号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

議案第40号

佐久市不登校等対策連絡協議会委員の委嘱について

佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱(平成17年佐久市教育委員会告示第2号)第3条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 5年 6月29日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 6月 日
佐久市教育委員会

佐久市不登校等対策連絡協議会委員（案）

（任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日）

	ふりがな 氏名	住所	所属等	新任・再任
1	よだ みどり 依田 緑	佐久市鳴瀬	元スクールメンタル アドバイザー	新任
2	くらつぼ ともゆき 倉坪 知之	佐久市原	野沢南高校定時制教 頭	再任
3	はら はるお 原 治夫	佐久市猿久保	フリースクール佐久 代表	新任
4	ふじさわ なおこ 藤澤 直子	佐久市鳴瀬	高瀬小学校校長	再任
5	きたがいと ひろし 北垣内 博	佐久市平賀	中込中学校校長	新任
6	たかはし じゅん 高橋 淳	佐久市中込	佐久医師会	再任
7	ふくしま ともみ 福島 智美	佐久市上平尾	平根保育園副園長	再任
8	せきぐち めぐみ 関口 めぐみ	佐久市中込	佐久市健康づくり推 進課	新任
9	あまり ゆみえ 甘利 由美恵	佐久市臼田	P-Smile 親の会	再任
10	はやし まさゆき 林 将行	佐久市取出町	ハートフルフレンド	再任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市不登校等対策連絡協議会委員
設置根拠	佐久市不登校等対策連絡協議会設置要綱
設置目的・趣旨	市内の小・中学校における不登校等の実態の把握と児童生徒への支援について具体的な活動を行い、全市一体となって問題解決を図るために設置する。また、「不登校等対策委員会」等との連携を図り、総合的な対策を検討する。
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	佐久市教育委員会事務局 学校教育部 学校教育課 学務係 電話 0267-62-3478 ファックス 0267-62-7862
その他	

委員名簿

任期 令和5年7月1日から2年間

役職	氏名	所属団体等
委員	よだ みどり 依田 緑	元スクールメンタルアドバイザー
委員	くらつぼ ともゆき 倉坪 知之	野沢南高校定時制教頭
委員	はら はるお 原 治夫	フリースクール佐久代表
委員	ふじさわ なおこ 藤澤 直子	高瀬小学校校長
委員	きたがいと ひろし 北垣内 博	中込中学校校長
委員	たかはし じゅん 高橋 淳	佐久医師会
委員	ふくしま ともみ 福島 智美	平根保育園副園長
委員	せきぐち めぐみ 関口 めぐみ	佐久市健康づくり推進課
委員	あまり ゆみえ 甘利 由美恵	P-Smile 親の会
委員	はやし まさゆき 林 将行	ハートフルフレンド

議案第41号

佐久市社会教育委員の委嘱について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条及び佐久市社会教育委員条例（平成17年佐久市条例第201号）第2条により、別紙のとおり委嘱する。

令和 5年 6月29日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 6月 日
佐久市教育委員会

佐久市社会教育委員（案）

（任期：令和5年7月1日～令和7年6月30日）

氏名 <small>ふりがな</small>	住所	所属等	新任・再任
ながさわ ながこ 長澤 永子	佐久市上平尾	学校教育関係者 佐久市立 平根小学校長	再任
かねこ しゅういち 金子 修一	佐久市岩村田	社会教育関係者 佐久市地域公民館 連絡協議会会長	新任
はら ひでまさ 原 英正	佐久市根岸	社会教育関係者 人権同和教育推進員	再任
おおつか ひろみ 大塚 寛美	佐久市清川	社会教育関係者 佐久市スポーツ推進 委員会会長	新任
おくむら しげこ 奥村 繁子	佐久市瀬戸	社会教育関係者 パートナーシップ 佐久会員	再任
いで けさやす 井出 今朝安	佐久市三分	家庭教育関係者 佐久市少年センター 補導委員協議会副会長	新任
おおい くにこ 大井 邦子	佐久市取出町	社会教育関係者 佐久市市民活動 サポートセンター	新任
わこう ちえこ 和光 智恵子	佐久市蓬田	社会教育関係者 佐久市文化振興推進 企画委員会委員	再任
なかざわ いさお 中澤 功	佐久市岩村田	学識経験者	再任

よだ とくよ 依田 とく代	佐久市協和	学識経験者	再任
たみや たかこ 田宮 貴子	佐久市瀬戸	学識経験者	再任
こやま さとみ 小山 里美	佐久市岩村田	学識経験者	再任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市社会教育委員会議
設置根拠	社会教育法、佐久市社会教育委員条例、佐久市社会教育委員会議運営規則
設置目的・趣旨	この委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、次の職務を行います。 1 社会教育に関する諸計画を立案すること。 2 教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。 3 職務を行うために必要な調査研究を行うこと。
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	佐久市教育委員会事務局 社会教育部 生涯学習課 生涯学習係 電話 0267-62-0671 ファックス 0267-64-6132
その他	

委員名簿

任期 令和5年7月1日から2年間

役職	氏名	所属団体等
委員	ながさわ ながこ 長澤 永子	学校教育関係者 佐久市立平根小学校長
委員	かねこ しゅういち 金子 修一	社会教育関係者 佐久市地域公民館連絡協議会会長
委員	はら ひでまさ 原 英正	社会教育関係者 人権同和教育推進員
委員	おおつか ひろみ 大塚 寛美	社会教育関係者 佐久市スポーツ推進委員会会長
委員	おくむら しげこ 奥村 繁子	社会教育関係者 パートナーシップ佐久会員
委員	いで けさやす 井出 今朝安	家庭教育関係者 佐久市少年センター補導委員協議会副会長
委員	おおい くにこ 大井 邦子	社会教育関係者 佐久市市民活動サポートセンター
委員	わこう ちえこ 和光 智恵子	社会教育関係者 佐久市文化振興推進企画委員会委員

委員	なかざわ いさお 中澤 功	学識経験者
委員	よだ とくよ 依田 とく代	学識経験者
委員	たみや たかこ 田宮 貴子	学識経験者
委員	こやま さとみ 小山 里美	学識経験者

議案第42号

佐久市公民館運営審議会委員の委嘱について

社会教育法(昭和24年法律第207号)第30条及び佐久市公民館条例(平成17年佐久市条例第204号)第4条の規定により、別紙のとおり委嘱する。

令和 5年 6月29日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 6月 日
佐久市教育委員会

佐久市公民館運営審議会委員（案）

任期【残任期間：令和5年7月1日～令和5年9月30日】

氏名	住所	所属	新任・再任
かねこ しゅういち 金子 修一	佐久市岩村田	社会教育関係者 （佐久市地域公民館連絡協 議会会長）	新任
たけうち しんいち 竹内 真一	佐久市前山	社会教育関係者 （佐久市区長会理事）	新任
しらい きよはる 白井 清治	佐久市岩村田	社会教育関係者 （佐久市少年センター補導 委員協議会副会長）	新任
しらいし なみ 白石 奈美	佐久市下平尾	家庭教育関係者 （佐久市PTA連合会会長）	新任

様式第2号（第10関係）

審議会等取扱簿

会の名称	佐久市公民館運営審議会
設置根拠	社会教育法 佐久市公民館条例 佐久市公民館運営審議会規則
設置目的・趣旨	公民館事業の企画及び実施について調査及び審議をする
設置年月日	平成17年4月1日
所管課	社会教育部 生涯学習課 公民館係 電話 0267-66-0551 ファックス 0267-66-0553
その他	【法定】定員20名以内 ① 学校教育及び社会教育の関係者 ② 家庭教育の向上に資する活動を行う者 ③ 学識経験のある者

委員名簿

任期 令和3年10月1日から 2年間

役職	氏名	所属団体等
会長	井出 亮	学識経験者(元臼田地区学習グループ協議会長)
職務代理者	東城 公人	学識経験者(長土呂地域公民館長)
委員	黒沢 知博	佐久市立中佐都小学校長
委員	金子 修一	市地域公民館連絡協議会長
委員	竹内 真一	佐久市区長会理事
委員	櫻井 美智子	佐久市シニアクラブ連合会副会長
委員	金森 輝雄	人権同和教育推進員
委員	白井 清治	佐久市少年センター補導委員協議会副会長
委員	竹田 チヨ子	佐久市男女共生ネットワーク副会長
委員	白石 奈美	佐久市PTA連合会長
委員	武井 宣子	学識経験者(合唱グループ指導者)
委員	柳澤 優子	学識経験者(旧臼田町公民館報編集委員)
委員	塩川 里美	学識経験者(元浅科公民館館長)
委員	土屋 しのぶ	学識経験者(公民館料理教室講師)
委員	山田 久美子	学識経験者(元佐久市公民館報編集員)
委員	小林 智恵子	学識経験者(市公民館学習グループ連絡協議会)
委員	小林 一洋	学識経験者(元教職員)

議案第43号

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会委員の選任について

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱（令和5年佐久市教育委員会告示第5号）第3条の規定により、別紙のとおり選任する。

令和 5年 6月29日
佐久市教育委員会教育長

令和 5年 6月 日
佐久市教育委員会

佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会委員（案）

（任期：令和5年4月1日～令和6年3月31日）

No.	氏名	住所	所属等
1	原 拓男	佐久市岩村田	識見者（アテネオリンピックバスケットボール競技・女子選手団長、元教育長職務代理）
2	宮島 卓朗	佐久市岩村田	佐久市立浅間中学校 校長
3	塚田 直道	佐久市野沢	佐久市立野沢中学校 校長
4	北垣内 博	佐久市平賀	佐久市立中込中学校 校長
5	芝野 崇	佐久市新子田	佐久市立東中学校 校長
6	小林 新治	佐久市下越	佐久市立白田中学校 校長
7	佐藤 元昭	佐久市八幡	佐久市立浅科中学校 校長
8	山中 美佳	佐久市協和	佐久市立望月中学校 校長
9	伊坂 倉一	佐久市伴野	（特非）佐久市スポーツ協会 会長
10	大塚 寛美	佐久市清川	佐久市スポーツ推進委員 会長
11	篠原 一郎	佐久市布施	NPO法人もちづき総合型クラブ 理事長
12	荻原 和章	佐久市協和	NPO法人もちづき総合型クラブ（学校運動部活動指導士）
13	土屋 岳	佐久市東立科	岸野スポーツクラブ 会長
14	原 暁生	佐久市塚原	佐久平バレーボール協会 総務委員長
15	澤尾 光弘	佐久市中込	佐久バスケットボール協会 理事長
16	沼田 浩人	佐久市原	佐久サッカー協会（（特非）佐久市スポーツ協会サッカー部 部長）
17	塩川 元弘	小諸市与良町	佐久地区剣道連盟 会長
18	小林 英明	佐久市野沢	合唱指導者
19	荻原 周子	佐久市猿久保	合唱指導者
20	柿沼 宏直	小諸市与良町	東信教育事務所 生涯学習課

協 議 会 概 要

名 称	佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会
規 定 等	佐久市立中学校運動部活動の地域移行協議会設置要綱
職 務	この協議会は、運動部活動の地域移行に関する次の事項について協議及び検討を行う。 (1) 運動部活動の地域移行に係る方向性に関する事項 (2) 運動部活動の地域移行に係る具体的施策に関する事項 (3) 前2号に掲げるもののほか、運動部活動の地域移行に関し必要な事項
任 期 等	1年間（令和5年4月1日～令和6年3月31日）
所 管 課	佐久市教育委員会 社会教育部 スポーツ課 スポーツ推進係 電話 0267-62-4004 ファックス 0267-63-0480
そ の 他	

委員名簿

任期 令和5年4月1日から1年間

役 職	氏 名	所属等
委 員	はら たくお 原 拓男	識見者（アテネオリンピックバスケットボール競技・女子選手団長、元教育長職務代理）
委 員	みやじま たくろう 宮島 卓朗	佐久市立浅間中学校 校長
委 員	つかだ なおみち 塚田 直道	佐久市立野沢中学校 校長
委 員	きたがいと ひろし 北垣内 博	佐久市立中込中学校 校長
委 員	しばの たかし 芝野 崇	佐久市立東中学校 校長
委 員	こばやし しんじ 小林 新治	佐久市立臼田中学校 校長
委 員	さとう もとあき 佐藤 元昭	佐久市立浅科中学校 校長
委 員	やまなか みか 山中 美佳	佐久市立望月中学校 校長

委員	いさか くらいち 伊坂 倉一	(特非) 佐久市スポーツ協会 会長
委員	おおつか ひろみ 大塚 寛美	佐久市スポーツ推進委員 会長
委員	しのはら いちろう 篠原 一郎	NPO法人もちづき総合型クラブ 理事長
委員	おぎはら かずあき 荻原 和章	NPO法人もちづき総合型クラブ (学校運動部活動指導士)
委員	つちや たけし 土屋 岳	岸野スポーツクラブ 会長
委員	はら あきお 原 暁生	佐久平バレーボール協会 総務委員長
委員	さわお みつひろ 澤尾 光弘	佐久バスケットボール協会 理事長
委員	ぬまた ひろと 沼田 浩人	佐久サッカー協会 ((特非) 佐久市スポーツ協会 サッカー部 部長)
委員	しおかわ もとひろ 塩川 元弘	佐久地区剣道連盟 会長
委員	こばやし ひであき 小林 英明	合唱指導者
委員	おぎはら かねこ 荻原 周子	合唱指導者
委員	かきぬま ひろなお 柿沼 宏直	東信教育事務所 生涯学習課

計20名